



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3239号 2016.9.6 発行

<厚労省概算要求>社会保障上限超す 1400億円削減必要

毎日新聞 2016年9月4日

厚生労働省の2017年度予算の概算要求は、過去最大規模の3兆1217億円と、3兆円台の要求は5年連続となった。高齢化が進むことによる社会保障費の自然増は6400億円と見込むが、財務省からは最終的な増加額を5000億円程度に抑えることが求められている。今後の予算編成での調整に注目が集まる。

主要分野別にみると、待機児童の解消に向けた取り組みに1169億円、介護サービスの確保に2兆9907億円、年金制度の運営に1兆4067億円、医療・介護連携の推進に3兆482億円、医療保険制度の運営に1兆5795億円などを要求した。

年末の予算編成に向けて焦点となるのが、少子高齢化の進展に伴って増加を続ける社会保障費の抑制だ。昨年6月に閣議決定した「骨太の方針」は、社会保障費の伸びを16～18年度で計1・5兆円に抑える「目安」が盛り込まれた。

「目安ではなく実質的な上限だ」（与党厚労族議員）との指摘もあり、単純に割り算すると、各年度5000億円ずつに抑える必要がある。財務省が減額を求める根拠になっている。昨年の概算要求では約6700億円だった自然増の見込みが、最終的に4997億円に絞り込まれた。医療の公定価格である診療報酬改定率が、年末の塩崎恭久厚労相と麻生太郎財務相の交渉で、マイナス1・03%で決着したことが大きく寄与した結果だ。

来年度予算では診療報酬改定など大きな制度改正がない。「目安」を超える1400億円を、どのように削減するのか。現在、社会保障審議会でも介護保険法改正に向けた議論が進む。買い物などの生活援助サービスを保険対象から外すことや収入が高い大企業のサラリーマンなどの保険料負担を増やす「総報酬割り」の導入など、介護サービス抑制や負担増などで財源を捻出する可能性もある。

ただし、厚労省幹部は「削減できなかった額が18年度に持ち越されることも想定している」と話す。その場合、18年度に予定されている診療報酬と介護報酬の同時改定や生活保護法改正などで、報酬切り下げや生活保護基準の見直しが選択肢として浮上し、いずれも国民へのしわ寄せが不可避となる。【野田武、阿部亮介】

文化で奈良を元気に - 国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭/奈良で1年前プレイベント

奈良新聞 2016年9月4日

基調講演する作家の五木寛之さん=3日、奈良市登大路町の県文化会館

来年9月1日から11月30日まで県内を会場に開かれる「第32回国民文化祭・なら2017」と「第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会」の1年前プレイベントが3日、奈良市登大路町の県文化会館大ホールで行われ、約1000人の市民が来場。作家の五木寛之さんが基調講演したほか、作家で作詞・作曲家の新井満さんによる大会イメージソング「やまとし うるはし」が披露された。



国民文化祭は、演劇や吹奏楽、美術など全国から集まり作品を発表する文化の祭典で、障害者芸術・文化祭と一体開催されるのは奈良が初めてとなる...

訪問看護・介護アプリで効率化…巡回看護師の所在地、業務を「見える化」

読売新聞 2016年9月5日

ゼンリン子会社のゼンリンデータコム（東京）は、訪問看護や介護向けにIT（情報技術）を生かした新サービスの提供を始めた。

巡回する看護師らの現在位置や業務の状況を情報端末の画面で「見える化」し、作業効率の向上を図るシステムだ。

高齢者の増加に伴い、在宅での医療や介護の需要は拡大が見込まれており、医療機関向けなどに普及を目指す。

看護師らが持つスマートフォンに専用アプリをダウンロードし、全地球測位システム（GPS）機能で現在位置の情報を収集する。業務の「開始」「終了」といった状況も、インターネット経由で管理者に通知。訪問予定などのスケジュールをスマホで確認し、地図データを使ったルート検索もできるようにした。

訪問看護・介護向けに開発したサービスの情報画面。地図上に移動する車と訪問先の家のマークが表示される



病院や訪問看護ステーションの管理者側では、パソコンの地図上に看護師らの現在位置が自動車のマーク、訪問先は家のマークでそれぞれ表示される。連絡事項などもスマホを通じて効率的にやりとりし、訪問先の緊急時には最寄りのスタッフを把握して迅速な派遣にもつながるといふ。

このサービスは、物流会社向けに提供していた集配業務システムがベースとなっており、佐賀県内の病院から「訪問看護に活用したい」との依頼を受けて改良を加えた。同病院では昨年10月から試験的に導入し、病院側は「在宅医療が拡大する中、人員不足の問題を乗り越えるためにも、今回のようなシステムが求められてくる」と指摘する。

団塊の世代が75歳以上になる2025年に向け、政府は必要性の低い入院を減らし、在宅での療養に移行を促す方針だ。自宅や介護施設で療養する人は30万人以上増えると推計されている。ゼンリンデータコムでは訪問体制の強化を検討する医療機関などから問い合わせが増えており、受注に結びつけていきたい考えだ。（川口尚樹）

更生保護施設を強化、退所後も通所可能に 法務省

朝日新聞 2016年9月4日

更生保護施設の入所期間別の割合



2014年度法務省まとめ。四捨五入のため、合計が100%にならない。

犯罪を繰り返す再犯の割合が増えていることなどから、法務省は、刑務所を出ても帰る先がない人を受け入れる「更生保護施設」を強化する方針を固めた。スタッフを増やし、施設を出た後も通所して立ち直りを支える仕組みを目指す。こうした内容を来年度予算の概算要求に盛り込んだ。

更生保護施設の入所期間別の割合

犯罪白書によると、2014年は交通事故を除く一般刑法犯約25万人のうち、再

犯者は約12万人。割合は約47%で過去最高だった。法務省の統計によると、刑務所に再び入る人の約7割は再犯時に無職で、社会復帰が難しい現状がある。

出所後に仕事や頼る親族のない人は、国が民間に運営を委託する更生保護施設で受け入れられている。食事の提供や生活指導のほか、薬物依存を断つための指導をしているところもある。

障害ある学生2万人超 15年5月時点、法施行機に把握進む

日本経済新聞 2016年9月5日

日本学生支援機構（JASSO）は5日までに、何らかの障害を抱える大学生らが2015年5月時点で2万1721人いたと発表した。前年度から7594人増え、全学生に占める割合は0.68%（前年度0.44%）。人数、割合ともに05年度の調査開始以来、最高となった。

在籍する障害者が1年で1.5倍に増えた理由について、JASSOの担当者は「障害の定義などは変えていないが、今回から各障害種に当たる病名をより具体的に例示したことで把握が進んだのでは」と分析する。

今年4月の「障害者差別解消法」施行を前に障害者の実態把握や支援の動きが広がったことも影響したとみられる。

調査は全国の国公私立の大学、短大、高等専門学校全1182校が対象。障害者手帳を持っていたり、健康診断で障害があると分かっていたりした学生の数を集計した。

障害のある学生は全体の74.5%に当たる880校に在籍しており、前年から47校増えた。障害種別では、病弱・虚弱が6462人（全体の29.8%）と最多で、精神障害5889人（同27.1%）、発達障害3442人（同15.8%）、肢体不自由2546人（同11.7%）と続いた。

このうち病弱・虚弱は今回の調査から、てんかんやアトピー性皮膚炎、食物アレルギーなど該当する病名を具体的に記載。対象者は前年度の約2倍に増えた。統合失調症などを抱える学生については前年度まで「その他」で計上していたが、新たに「精神障害」のカテゴリーを設けて具体的な病名を加えた。

「水戸事件を忘れないで」つくばの沼尻さん夫妻、被害者に寄り添い支援

常陽新聞 2016年9月2日

沼尻好夫さん、かつえさん夫妻

水戸事件＝メモ参照＝を覚えてますかー。1995年、水戸市の段ボール加工会社で発覚した知的障害者暴行、性的虐待事件だ。つくば市谷田部に住む、身体障害者の沼尻好夫さん(80)、かつえさん(65)夫妻は、同事件の民事訴訟が始まった98年から被害者に寄り添い、18年間、交流を続けてきた。神奈川県相模原市の障害者施設、津久井やまゆり園事件から1カ月が経った。沼尻夫妻は「水戸事件を忘れないでほしい」と話す。



8月27、28日の2日間、水戸事件被害者の女性2人がつくば市を訪れ、沼尻夫妻や支援者と共に「まつりつくば」会場を歩いた。踊りや大道芸を見物したり、屋台で立ち食いするなどして楽しいひと時を過ごした。

女性は県内に住むゆりえさん(46)と都内に住むあやかさん(44)＝いずれも仮名＝。当時、段ボール加工会社の寮に住んで働いていた10人ほどの知的障害者のうち、民事訴訟を闘い勝訴した3人の女性のうちの2人だ。毎年、まつりつくばに来るのを楽しみにしているという。

交流は、当事者と支援者がレクリエーションを楽しむことを通して、当事者の心を支え、裁判への支援の輪を広げ、さらに当事者が地域で生きていく場をつくる第一歩にしようと

始まった。

毎月1回、沼尻さん宅などに集まって、日中は栗拾いをしたり、県内の観光地に出掛けるほか、夜は皆で沼尻さん宅に宿泊し、バーベキューや流しそうめん、お好み焼きパーティーなどを楽しんできた。民事裁判が終わった2004年以降は回数が徐々に減ったが、現在も交流を続けている。

「心の癒え分らない」

出会った当初、ゆりえさんもあやかさんも、笑顔を見せなかったという。交流を重ねるうち、笑顔を返してくれるようになり、「おいしかった」とか「楽しかった」など感じたことを口に出してくれるようになった。作業所で働くゆりえさんはここ数年、つくばに来るたび、自分で手作りした布製の手提げ袋などをお土産に持って、かつえさんにプレゼントしてくれるようになった。

かつえさんは「長く付き合ってきて、少しずつ心を開いてくれるようになった」と18年間を振り返る。ただし事件の内容について2人と面と向かって話すことはなく「2人がどのくらい深い傷を受けたか、2人の心が癒えたかどうか、分からない」とし、「(やまゆり園事件の発生など)水戸事件の教訓が生かされてないと感じる。水戸事件を忘れてほしくない」と話す。

水戸事件 知的障害者雇用に熱心に取り組んだとされた水戸市の段ボール加工会社で1995年に発覚した。雇用していた障害者にほとんど賃金が支払われず、社長(当時)が障害者雇用の助成金詐欺で逮捕され、有罪判決を受けた。捜査の過程で、寮に住まわせていた10人ほどの障害者を、社長が角材や野球バットで殴ったり、食事にタバスコを大量にかけて食べさせたり、女性障害者に性的暴行を働くなど、長年にわたり虐待していたことが明らかになった。しかし刑事事件では、知的障害者が被害の日時や場所を正確に証言することができず、暴行・虐待の多くが不起訴となった。刑事裁判確定後、被害者の女性3人が暴行や性的虐待を民事裁判で訴え、全面的に認められた。

記者のつぶやき

2人がまつりつくばを見に来ると聞き、取材を申し込んだ。取材を受けるかどうか、沼尻かつえさんに尋ねてもらったところ、2人の顔がくもったという。かつえさんらが「水戸事件を忘れないでほしいよね」と2人に話し、2人は取材を受けてくれた。「水戸事件を思い出しますか」という記者のぶしつけな質問に、ゆりえさんは「思い出したくないけど、思い出す」と答えた。傷は癒えていないし、障害者を取り巻く環境がますます厳しくなっていることを痛感した。(鈴木宏子)

<貧困>「貧乏人らしく」女子高生たたきの大誤解

毎日新聞 2016年9月3日

女子高生へのバッシングに抗議するデモ＝東京・JR新宿駅前で2016年8月27日、戸嶋誠司撮影



貧困について語り、NHKニュースで取り上げられた女子高生に対するバッシングが止まりません。そこには「貧困」の基準を巡る大きな誤解があります。人々の貧困への視線を読み解きます。【NPO法人ほっとプラス代表理事・藤田孝典】

ネットやソーシャル・ネットワークキング・サービス(SNS)には今も「貧困をたたいてるんじゃない、貧困のふりをしてることをたたいているんだ!」「映画やランチを楽しんでいるのに貧困? 支援? ふざけるな」「NHKは捏造(ねつぞう)をやめろ」といった声があふれています。

18日放送のニュースで女子生徒は、母子家庭の経済事情で専門学校進学をあきらめたことを明かしました。

アパートの部屋に冷房がないこと、パソコンの授業のために母にキーボードだけを買ってもらって練習したことなど、番組は母と2人暮らしの女子生徒の暮らしぶりも伝えました。その映像にイラスト用の高価なペンが映ったことから、女子生徒のものとされるツイッターが特定され、1000円の昼食を食べていたこと、好きな映画を見に行っていたことが攻撃されました。

女子生徒をたたく人たちは、「彼女は本当の貧困ではない。飢餓寸前になるまで助けるべきではない」と主張しているように見えます。ある国会議員もその論調に乗ったツイートをしました。ここに、貧困問題を考える上で重要なポイントがあります。

つまり、「貧困とはどのような状態を指すのか」「貧困であるかどうかを決めるのはいったい誰か、そしてその基準は？」という問題です。

◇その社会の「普通の暮らし」ができていようか

「貧困」の言葉から何を想像するかは人それぞれですが、多くの人は、貧困とはものを食べられず、服も買えず、住むところにも困っているという状態をイメージするでしょう。

このように、肉体・生命維持で精いっぱいの極限状況を「絶対的貧困」と呼びます。発展途上国で見られるタイプの貧困で、国連は、低所得、栄養不良、健康不良、教育の欠如など、とうてい人間らしく生きられない状態と定義しています。

貧困について、特に欧州では、19世紀半ばから議論が始まりました。絶対的貧困は社会が対応しなければいけないという認識が広がり、20世紀に入ると、社会保障で貧困をなくす動きにつながりました。その意味では、先進諸国では絶対的貧困は解決された、とも言われています。

1960年代になって、英国の社会学者ピーター・タウンゼントが「相対的剥奪」(Relative Deprivation) という概念を提唱しました。「最低限のものを食べられて、着る服があれば貧しくないのか、人間的な生活と言えるのか」と問題提起をしたのです。これが「相対的貧困」という概念です。

タウンゼントはいくつかの「剥奪指標」を示しました。ちゃんと食事をしているか、外食をしているか、友人関係を維持しているか、習い事や教育にお金をかけているかといった指標です。

冷蔵庫を持っているか、ホームパーティーを開いているか、という項目もありました。国によって違いますが、通常の人が享受しているこれらの指標がもし剥奪され、その社会の人間が考える「普通の暮らし」ができていなければ、その人は「相対的に貧困である」と考えられます。

社会生活から剥奪されたものをとらえ、先進国の貧困、普通の暮らしを定義しようとしたわけです。そして、国民の半数から60～70%ほどが実現している指標が欠けている場合、何らかの支援、所得補償が必要と判断されます。

この概念は「貧困を再発見した」と言われました。欧州ではこうした議論が半世紀以上続き、貧困を巡る議論はすでに成熟しています。絶対的貧困と相対的貧困の混同は起きません。

◇「支援を受けたいなら貧乏人らしくしろ」は傲慢だ

ところが、今回の貧困バッシングでは、女子生徒の1000円ランチがたたかれました。「貧困であることをアピールし、支援を求める高校生がランチに1000円もかけるとは何事か」という偏狭な批判です。貧困なのだから映画を見てはいけない、アニメグッズをそろえてはいけない、と求める批判者は、支援されるべき貧困を「絶対的貧困」と考えています。そして、「貧しい者は貧しくしていろ」という懲罰的態度を無自覚に相手にぶつけています。

「貧乏人は貧乏人らしく」という目線は、貧者を「劣った者」と見なし、隔離した16世紀英国の貧者隔離思想に近いものです。

昔の英国社会では貧困は罪でした。本人が怠惰で、なまけていて、努力する意思もないから貧しくなったのだと見なされました。貧困の「個人原因説」です。貧困者はムチで打ってでも働かせるべきだと考えられ、懲役にも近い形の収容所に送り込まれていたのです。

日本の憲法第25条は、相対的貧困の考え方を先取りする形で、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とうたっています。にもかかわらず、日本ではいまだに貧困バッシングが続いています。2012年の生活保護バッシングも同じ構図です。

誰もが何かのきっかけで、ある日貧困に陥るかもしれません。そのとき貧困バッシングは自分に向かってくるかもしれないのです。

植松容疑者、9人殺人容疑で3度目再逮捕 相模原殺傷 朝日新聞 2016年9月5日

相模原市緑区の障害者施設「津久井やまゆり園」で入所者19人が死亡した事件で、神奈川県警は5日、元職員の植松聖（さとし）容疑者（26）を男性9人に対する殺人容疑で再逮捕し、発表した。植松容疑者の逮捕は3回目。「間違いありません」と容疑を認めているという。

再逮捕の容疑は、7月26日午前2時半ごろ、園西棟の1階と2階で、入所していた41～67歳の男性9人を刃物で切りつけて殺害したというもの。

これで東棟1階の女性10人と合わせ、死亡した19人全員について、殺人容疑で立件された。けがをした入所者24人と職員3人については、殺人未遂容疑などで追送検することを検討している。

これまでの逮捕容疑について、横浜地検は処分を保留している。今後、植松容疑者の精神鑑定を実施して、刑事責任能力を見極めたうえで、起訴するかどうか一括して判断するとみられる。（照屋健、奥田薫子）

“古い支度”提案 幸せな年の重ね方考える 大阪日日新聞 2016年9月5日

「健康」を再定義し、幸せな年の重ね方の仕組みづくりを考える講演会が、大阪市北区大深町のグランフロント大阪で開かれた。京都大大学院医学研究科（医療疫学分野）の福間真悟・特定准教授（38）が「老いは全員に訪れる。今から“古い支度”を考えてみませんか」と呼び掛けた。

健康について語る福間氏

健康寿命が平均寿命と比べて男性で9・13年、女性で12・68年短い現状を踏まえ、福間氏は「乗り切る道を探っていかなければいけない。老いは将来につながっている」と指摘。健康づくりに向けて「一緒に頑張る仲間やコミュニティー」の必要性を説いた。

講演会には40、50歳代を中心に約50人が参加。受講者からは「健康になりたい動機があればと思う」と生きがいを求める声をはじめ「孫など次世代の世話ができれば幸せ」との意見もあった。

講演会は、グランフロント大阪の中核施設ナレッジキャピタルのプログラム「超学校」として8月31日に開かれた。



認知症、患者や家族も主役に 京都、来年4月に国際会議 京都新聞 2016年9月5日

来年4月27～29日に京都市左京区の国立京都国際会館で開催される国際アルツハイマー病協会（ADI、本部・英国）の国際会議（京都会議）で、発表や議論のテーマが「ケアの研究と実践」「暮らし」「科学」「政策」の4分野に決まった。医療の専門家だけでなく、

認知症の当事者や介護家族、NPOが多様な関わり方をできる会議として、主催者が参加者や発表者を募っている。約100カ国・4千人の参加を見込む。

京都会議は、ADIと「認知症の人と家族の会」（本部・上京区）が主催。さまざまな立場の人が認知症の問題に関わり解決策や成果の共有を目指すという意味の「ともに新しい時代へ」をメインテーマに掲げ、4分野で発表や意見交換を行う。暮らしの分野では「認知症にやさしい地域」「健康的な加齢」「環境・デザイン」「性」「認知症サポーター」「信仰・精神性」などを取り上げる。

発表希望者は10月末までに演題抄録を応募し、ADIの審査を受ける。講演（10～15分間）の発表は150人、ポスター発表は200人程度を見込む。

出資者を募ってシンポジウム開催やブース出展をする「協賛発表」の手法もある。

このほかに全体会で、近年課題となっている「認知症と災害」「若年性認知症」といった新しいテーマで専門家が講演する。災害のテーマでは、住み慣れた地域での生活環境が、震災や紛争で断ち切られる問題に焦点を当てる。

会議への参加は事前登録が必要。主催者がホームページを設け、会議情報を掲載している。アドレスは<http://www.adi2017.org>

京都会議のイベントとして9月19日午後1時から、京都府、京都地域包括ケア推進機構、認知症の人と家族の会主催の「きょうと世界アルツハイマーデー記念フォーラム」が京都市南区の京都テルサである。国内の認知症の当事者団体や、地域での支援に携わる京都のグループ、医療・介護職がパネル討論を行う。

声を掛ける小さな勇気を

西日本新聞 2016年09月05日

東京の地下鉄銀座線青山一丁目駅で先月中旬、視覚障害のある男性が盲導犬と歩行中に、ホームから転落して電車にはねられ亡くなった。痛ましい事故である。

点字ブロックに柱がかかっており、それを避けようとして落ちたとの見方もあるが、原因ははっきりしていない。転落防止のホームドアは設置されていなかった。ただ、ここでは設備面ではなく、周囲の対応について考えたい。

事故後の報道で知ったのは、驚くほど多くの視覚障害者に転落の経験があることだ。日本盲人会連合が2011年に視覚障害者を対象に実施したアンケートでは、36%が「ホームから転落した経験がある」と回答している。それほど駅のホームは視覚障害者にとって危険な場所なのだ。

同じアンケートで、有効な防止策（複数回答）を聞いたところ「ホーム柵の設置」（90%）がトップだったが、「周囲の人の声掛け」も63%に上った。体験者によると、「危ないですよ」の声掛けは本当に役に立つという。

しかし現実には声掛けに至らず、転落事故が起きる。そのため、利用客の他者への無関心を指摘する声もあるが、私の考えは少し違う。

私は数年前に同じ青山一丁目駅で、お年寄りが電車を降りようとして転倒し、ホームで動けなくなった場面に出くわした。その際、救護隊が来るまで十数分、私を含め通りすがりの4人がお年寄りを介抱した（後で分かったが、そのうち1人は看護師さんだった）。日本社会の親切心は健在だと感じたものだ。

では、なぜ声掛けが少ないのか。「障害者にどう接していいかわからない」とのためらいがあるからだろう。

どんなタイミングで、何と呼び掛ければいいのか。そういう大事なことは学校で教わりたかったとも思うが、文部科学省を恨んでもしょうがない。ネットで調べれば「適切な声の掛け方」といった情報はちゃんと出てくる。

あと必要なのは、ちょっとした勇気だ。

社説：「18歳成人」案 拙速に進めてはならぬ

中國新聞 2016年9月5日

「大人」の定義が変わるのだろうか。成人年齢を現行の20歳から18歳に引き下げる民法改正案を、政府が来年の通常国会に提出する方針という。

若者に責任感を持ってもらう時期を早め、社会を担う一員としての自覚を促したい。背景にはそんな考えもあろう。

昨年6月の公選法改正で「18歳選挙権」が実現し、社会に受け入れられつつあることも追い風とみたのかもしれない。

成人と未成年との一線を、どう引くべきなのか。広く、慎重に検討したい。

成人年齢引き下げの議論は、憲法改正の手続きを定めた国民投票法が2007年に成立したことにさかのぼる。自民党の特命委員会が昨年、18歳へ引き下げる提言をまとめたことも流れを加速させていよう。

海外では18歳から成人とする国も多く、日本も同調するべきだとの主張もある。18歳以上に選挙権を認めたことから、応分の責任も負わせるべきだとの意見もあるに違いない。

ただし、一律に「18歳成人」とする場合、影響を受ける法律は200本を超える。それぞれの年齢規定には多様な背景があることを忘れてはなるまい。

第一に、少年犯罪の問題である。成年犯罪への対応が処罰中心なのに対し、現行の少年法では罪を犯した未成年に少年院などで教育を施し、更生させることを主眼にしている。成人年齢が18歳に早まれば、少年らの立ち直る環境にも大きな影響が出てくるだろう。

少年による凶悪事件が起きるたび、厳罰化を求める意見が出てくる。しかし、そうした事件は減少傾向であり、少年犯罪は貧困や虐待など家庭環境に起因することが多い。更生を重んじる視点も持ち合わせたい。

第二に、消費者保護の観点からも無視できない課題がある。未成年者に対する「親権」である。20歳未満は現在、親の同意なしにローンやクレジットカードの契約ができない。美容エステや出会い系サイトなどの契約内容を巡り、若者たちがトラブルに巻き込まれるケースが後を絶たない。

18歳で成人となれば、10代の若者が特殊詐欺などの標的となる恐れもある。実際、20歳になったばかりの若者が狙い撃ちとなり、消費生活センターへの苦情が絶えない実情にも留意すべきである。

当事者である18、19歳の声に耳を傾ける姿勢も欠かせない。その世代を対象にした、今春の共同通信の世論調査によると、成人年齢の引き下げに反対が68%に上り、賛成の32%を大きく上回っている。納得のないまま押し切っては、将来に禍根を残すことになるだろう。

政府も、喫煙や飲酒、公営ギャンブルについては「若者の健全育成に支障が出る」とし、年齢引き下げには慎重な姿勢を示している。

それぞれの法律が定める年齢規定とその課題を検証し、議論の材料として広く、公にすべきではないか。政府は、約3年の周知期間を経て21年にも成人年齢を引き下げる方針という。スケジュールありきの性急な議論は慎まなくてはならない。

国民一人一人にとって、人生が大きく左右されかねない改正案である。結論を急がず、じっくりと議論を深めたい。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

